

「栃木県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（案）」に対する パブリックコメントについて（意見募集）

1 概要

栃木県後期高齢者医療広域連合では、栃木県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定を予定しています。この条例は、広域連合が有する債権（後期高齢者医療保険料、療養給付費返納金、第三者納付金等）の徴収等に関し、必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図るために制定するものです。

この度、栃木県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（案）を作成しましたので、皆様からのご意見を募集します。

2 意見募集期間

令和4年12月6日（火）から令和5年1月4日（水）まで

3 公表する資料

栃木県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（案）

4 公表する資料の入手場所

(1) 栃木県後期高齢者医療広域連合ホームページ

URL <https://www.kouikirengo-tochigi.jp>

(2) 栃木県後期高齢者医療広域連合事務局窓口

栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル2階

受付時間 8時30分から17時15分まで（土日祝日及び年末年始を除く）

5 意見の提出方法

所定の用紙にご意見、住所、氏名、連絡先等を記入の上、意見募集期間内に次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 郵送

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル2階

栃木県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課 宛て

(2) ファックス

028-627-6809

(3) 電子メール

soumu@kouikirengo-tochigi.jp

(4) 窓口持参

広域連合事務局（上記郵送先）

受付時間 8時30分から17時15分まで（土日祝日及び年末年始を除く）

6 提出された意見について

- ・ 提出されたご意見は、ご意見の概要とこれに対する広域連合の考えを広域連合のホームページで後日公表します。
- ・ 住所、氏名等の個人情報は公表しません。
- ・ 提出されたご意見について個別回答は行いませんので、予めご了承ください。

7 問い合わせ先

栃木県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課財務担当

電話：028-627-6805

